

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 9 年度第 9 回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市意思疎通支援者派遣事業に関する事務の事務開始届（障がい者支援課） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等入所事務の事務変更届（保育課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について <p>3 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（非公開）</p>
日 時	平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日（木）午前 9 時 5 分から午前 1 1 時 3 0 分まで
場 所	市役所低層棟 4 階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、小林智彦（障がい者支援課長）、森本 晃司（障がい者支援課障がい者福祉係主任主事）、平野 紀幸（児童家庭部次長兼保育課長）、廣瀬 康之（保育課保育係主任主事）</p> <p>事務局 富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	無し
議 事	
<p>平成 2 9 年度第 9 回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市意思疎通支援者派遣事業に関する事務の事務開始届（障がい者支援課）担当者から概要の説明を受けた。 <p>須賀会長 審議依頼事項となっているが、事務開始はいつか。</p> <p>小林課長 事務開始が 1 1 月 2 1 日となっておりますが、この日が規則の公布日でございます。実際には来年の 1 月から実施する形となります。</p>	

高橋委員 現在聴覚障がい者はどれくらいいるのか、また、市に届出がされている手話通訳者や要約筆記者の人数を教えてください。

小林課長 聴覚障がい者は身体障がい者の枠で捉えていて、現在約2,000名となります。ただ、の中には聴覚以外の身体障がい者も含まれた数字となっております。手話登録者の登録人数ですが、野田市には現在6名おります。要約筆記者につきましては、9名という状況でございます。

遠藤委員 手話通訳者や要約筆記者には、何か資格のようなものがあるのか。

小林課長 要約筆記者には、全国統一の要約筆記試験がございます。そちらの試験に合格した方は各県で登録していく形になります。同じように手話通訳者にもあります。先ほどの質問の補足となりますが、手話通訳を必要だと言っている人が62名ほどいます。

遠藤委員 要約者一人当たり10名担当してもらうような状況か。

小林課長 はい、依頼の方はかなり来ている状態です。

遠藤委員 届出書の個人情報の記録項目の 基本的事項の「その他」に「ファクシミリ番号」とあるが、聴覚障がいのある人には目で見ってもらうという意味で、ファクシミリで市から何らかの連絡をするということを想定していると理解してよいか。

小林課長 耳が聞こえない方ですので、電話の回答や問合せができない関係で、市としても専用のファクシミリ番号で回答する状況がございますので、その番号を取得するというところでございます。補足で申し訳ございませんが、事業内容で説明した中で1月から病院等に行くものもあるのですが、市でお願いしている会議に出席していただくとかそういう状況があるときも、手話通訳者や要約筆記者の派遣ということをやらせていただければと思います。

遠藤委員 ファクシミリを設置していない者もいると思うが、そういう方にはどういう配慮を考えているか。

小林課長 そういった方には、郵送でお手紙を出させていただく形になります。

松本委員 手話通訳者又は要約筆記者の更新というのはあるのか。一度試験を受けたら保持し続けるということか。

小林課長 原則更新はございません。一度取得したらそのままということです。

松本委員 要請があっても、人数の関係で全ての要請に出ていくわけにはいかないと思うが、その場合の優先順位はあるのか。

小林課長 当然重なる場合はございます。特に手話通訳者等については、本来1対1がよろしいかと思いますが、無理な場合、例えば会議で大勢が来る場合は、表に出てもらいまして1対多数という形の手話通訳、要約筆記につきましても、通常であればノートテイクといいまして、メモで直接1対1でやるのですが、人数が多い場合はOHCというプロジェクターのようなものを使いまして、要約筆記をさせて多数に対応していきたいと思っています。

秦野委員 個人情報保存期間5年というのは何か特別な理由があるのか。

小林課長 5年につきましては、この事業が国の補助金交付事業となっております。監査関係がありますので5年としております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ野田市意思疎通支援者派遣事業に関する事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

報告事項

・保育所等入所事務の事務変更届(保育課)

担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 他の部署とは税務署を想定しているのか。

平野課長 保護者の課税状況は1月1日現在のもの確認しますが、1月1日現在野田市に転入していた方を想定しています。1月1日に住所地を置いていた市町村に確認します。保育料の決定に当たりましては、住民税を基準としていますので、近隣の市町村となります。

遠藤委員 変更届出書の備考について今後も同意書を頂く予定なのか。

平野課長 国の指導が変更するまでは同意書を頂くと考えております。

遠藤委員 同意書を頂ければ、他の官公庁に対して収集先を挙げたが、事実上実行されることは少ないという考えか。

平野課長 そういことです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ保育所等入所事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

・野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案について

事務局から説明を受けた。

遠藤委員 第5条だが、これは努力義務のようだが、これに違反したからといって何らかのペナルティや制裁があるということはないということか。

富山課長 はい、ございません。

遠藤委員 これがあることによって、ある市民が別の市民の個人情報を暴露して、暴露した人が損害賠償請求を行うときに、この第5条が根拠条文となるのか。

日下部主査 損害賠償になると、民法上の不法行為の部分になると思います。個人情報保護条例の違反ということで、市民の間で損害賠償になるということは想定してございません。

遠藤委員 なんとなく広い意味の背景事情の意味になる気がするが。

富山課長 原則今申し上げたとおりですが、市民の方との意見交換会では、これがあると市民としては窮屈な思いをするというような意見もございました。

遠藤委員 この議論は憲法に国民の義務を規定するのと似たような感じがある。憲法は国民が国家を規律するというのが基本の姿勢なので、国民の義務を載せるのはおかしいのではないかという議論があるのも分かっているが、現在の憲法でも納税などが規定されている。一概に憲法の性格はそういうものだから国民の義務を載せてはならないという意味ではないと思う。それと同様に考えると、元々条例というのは市民の個人情報保護のためというのが原則なので市を制約するものではあるが、載せてはいけないということはないと思う。ただ、どれだけ意味があるのかということも分からない。

富山課長 これが何かを拘束するわけではないということは先ほどお伝えしたとおりではございます。千葉県や県下の各自治体の条例につきましては、この市民の責務というものが規定されているのが現状でございます。

今村副市長 これは努力規定ですが、一般的な話として、これは個人情報の基本条例ですので、市民についても、むやみに個人情報を言うことによって他人の利益を侵害することがあることを形式的に言っているところで、法的な拘束力はないと思っております。市民の方も個人情報の保護の大切さを常に意識していただきたいということです。以前遠藤委員が、手引を作るときに、市民に対しても分かりやすいものを、ということがございました。そういう意味では、市民の方にも個人情報の大切さを自ら考えていただきたいという意味で規定されていると考えております。

須賀会長 一種の指標ということか。

今村副市長 考え方はそういうことです。基本的な考え方を市民の方にも分かっていたいただきたい。

遠藤委員 委員の方で、この規定があることで窮屈感等を感じる人はいるか。

秦野委員 全く感じない。こういうものは、これがあるからといったところで大きく影響を受けるものではないと思う。やはり時間を掛けて、日頃から個人情報とはこういうものですよと理解を広めるしかないと思う。だからこれがなくてもいいというわけではなく、あってもよいと思う。

須賀会長 子どもの虐待等で通報義務があるというところで、そういう点まで、何でも個人情報保護ということになってしまわないだろうか。

秦野委員 個々のケースを考えると非常に難しい。

須賀会長 抽象論としては良いが、これが逆に市民の首を絞めることにならないかということか。

秦野委員 私は特に感じない。

須賀会長 逆に市民の表現の自由という点との兼ね合いはどうか。これ自体は、副市長がおっしゃったとおり、市民の皆さんお互いに気を付けましょう、というところが過ぎた場合に拡張適用ということになってくると、ちょっと心配するところである。

松本委員 例えば離婚した家庭で、収入の少ない母子家庭で給食費が免除になるが、その家庭が少人数の学級に入らないといけないうとき、余計に斟酌される部分があるから、誰々の家はどうかのと言われる可能性があるから大きい学校に行きたい、ということがあるかもしれない。第5条はあってもいいと思うが、突き詰めるとちまたでそういったことがあるのかと考えてしまう。ただ、そこまで考えると何もできなくなってしまう。

秦野委員 私の周りでも勝手に私の情報を言っている人がいる。

遠藤委員 この条文があるからそれが止められるというわけではないだろう。

須賀会長 これは債権債務の関係のようなものになるのか、それとも、こういうものはあくまで公法的なもので載せるのではなく道徳で規制するもので、法的に規制する必要はないのではないかという考え方もある。あとは常識の判断で、これはあくまで私人対私人の関係となりますので、市としては介入しないという形を採れば、この条文はここまで心配することではない。啓蒙ということであればいいのだが、その辺りの問題を検討しておく必要がある。そんなに問題ではないから、抽象論で、努力して円満な市民生活をしていくためのものだということであれば特に差支えないと思うが。

高橋委員 私はあってもいいとは思いますが、この間14歳の子が行方不明になったとき、どんな子でどんな家庭状態でとうわさで全部流れてしまった。

遠藤委員 こういう言葉を使わないといけないうことは理解できるが、「責務」という言葉は厳しくないか。義務のように感じてしまう。

松本委員 「責任」はどうだろうか。

遠藤委員 「責任」でも重いと思う。

富山課長 先ほど県や他市に同様の規定があることをお話ししましたが、やはり県も「県民の責務」、船橋や千葉市についても「市民の責務」となっています。

今村副市長 個人情報に関わらず、環境関係などでも「責務」という言葉は使われています。どこにでも出てくるものなのでこのように使っています。先ほどの虐待のケースなどの場合、何でもかんでも言うてはいけないうことではなく、公共の福祉の場合には言わなくてはならないということもあるでしょう。そういう意味での、適切という考えではあるのですが。

須賀会長 「市民の務め」というのはどうだろうか。事例としては不適切かもしれないが、民法第730条に同居の親族は助け合わなければならぬとあり、現在では保守化されて、お嫁さんが同居の親族を看なくてはならぬという、少し強制力的なものが出てきてそのような解説をされているものがある。そういう意味で作られたわけではないのだが、この事例に当てはめると少しきつくなってしまう。なので、「責務」より柔らかい言葉で作った方が適切と考える。

今村副市長 先ほど申し上げましたが、県も同じような言葉を使っていて、ここで例えば「努めて」と言ったときに、「責務」という言葉はほかの条例でも使っている中で、どう違うのかという話になるので、見出しの変更については慎重に判断する必要があります。

遠藤委員 受け取る人のニュアンスが違う、でいいのではないか。

今村副市長 ニュアンスの違いであれば、皆こっちの方がいいのではないか、という話になってしまうと思います。

須賀会長 こういう所から県とかいろいろなところでやっていくと、むしろ報道というか、こういうようなものにこれが影響を与えてしまうということになっていいのかなという気がする。全体主義になるのは困るなと思う。指摘されるまでは深くは考えていなかったが、前回の会議の際には、市民の責務ということであるほどと思っていた。こういうことについてお互い気を付けよう、という感覚で読んでいた。

秦野委員 全体の文章から言うと、こういう表現ならば、「市民の責務」というのは別として、基本的にはいいと私は考えている。

今村副市長 市民の方との意見交換会は、体調を崩したため欠席したので、窮屈の真意を把握できていないところがあります。今頂いた意見をいろいろ聞いて考えたのは、摘要の解説の部分をもう少しその辺の心配な部分といったそういうものをもう少し書き込んでみるとか、次回までにお時間を頂いて、市民の方に確認をしてもらって、案をお示しさせていただいてよろしいでしょうか。

須賀会長 では引き続き検討していただく。この議論を踏まえながら適切な表現、あるいは市民との話合いの中で良い案がまとまったら再び示していただくということでよろしく願いしたい。

遠藤委員 今回文章をいろいろ変えているが、元々の考え方でやってきた所、個別案件で変えてきた所、そういう所を全て取りこんできたということでしょうか。新しいものを出したということではないという理解でよいか。

富山課長 はい、そのとおりです。

秦野委員 第1条もそうなのか。

富山課長 第1条の目的は、具体的な実例というよりは、精神論的な部分になってきますので、このような書き方になってきます。

今村副市長 特に新しい考え方を示したわけではありません。分かりやすく明示したということです。

秦野委員 それは賛成である。当事者が分かりにくいのであれば仕方がない。

遠藤委員 全文で何ページくらいになるのか。

日下部主査 全体的には100ページ程度になると考えておりました、それとは別に登録簿や記載マニュアル、開示請求の対応マニュアルといったものを手引とは別に作っております。

遠藤委員 そんなに厚いもので皆読むのか心配である。

今村副市長 その点は私も心配しており、今回の第15条もできるだけ担当者に細かくということではいるのですが、結局条文に沿って作っているの
で、第15条から第16条に行ったときに同じことを言うことになってしま
います。条文を踏まえて全体的に分かりやすく、文字だけではとても読めないで
しょうから、マニュアルを作っているところです。研修のときに、こことここ
が対応しているということはしていかななくてはならないと思っていますが、普
段見やすいものというのには必要だと思っています。

須賀会長 その辺りを検討してもらって、できるだけ簡潔な文章でお願いした
い。

遠藤委員 個別のケースで、この場合はこの条文を読めばよいと指摘しやすくな
ると思う。しかし全体を理解するのは大変だ。

松本委員 フローチャートにはできないのか。

今村副市長 その辺はマニュアルでやっていきます。厚いだけでは読まないの
で、条文の所で「ここのマニュアルを見る」と明示して、マニュアルを別冊で
付けて、条文の並びどおりでなくやるということも考えたいです。

須賀会長 それも踏まえて修正案として出てくるのか。

今村副市長 1月15日からパブリック・コメント手続を実施したいと考えてい
ますので、今回は素案という形でお見せしたいと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。

今村副市長 今後定期的に市民との意見交換会をしていこうと考えていますが、
御承認いただければ、素案を示して意見を聞いた上で、それを踏まえてできた
形をお示しさせていただければと思います。

須賀会長 最終的にはこの後修正されたものも含めて決議をしていきたいと思
う。以上で第8回野田市情報公開・個人情報保護審査会の公開部分の議題を終
了する。

以上